

# 芦屋町地域防災計画

## — 資料編 —

平成25年3月

芦屋町防災会議

## 資料編目次

項番	資 料 名	頁
<b>【町の現況資料】</b>		
<b>1 危険箇所等</b>		
1-1	重要水防箇所	1~3
1-2	土砂災害危険箇所	4
1-3	道路危険箇所	5
1-4	山地災害危険箇所	5
<b>2 設備、施設等</b>		
2-1	臨時ヘリポート	6
2-2	ドクターヘリ離着陸場	6
2-3	避難所等	7
2-4	一時集合場所	8
2-5	福祉施設	9
2-6	医療機関	9
2-7	歯科医院	9
2-8	雨量計	10
2-9	水防倉庫	10
2-10	ゴミ焼却施設	11
2-11	し尿処理施設	11
2-12	近隣火葬場所	11
<b>3 職員の活動体制等</b>		
3-1	災害時の連絡先	12~15
<b>【例規、基準、応援協定等】</b>		
<b>4 町の例規等</b>		
4-1	芦屋町防災会議条例	16~17
4-2	芦屋町防災会議委員名簿	17
4-3	芦屋町災害対策本部条例	18
4-4	芦屋町災害対策本部規則	19~23
4-5	芦屋町水防協議会条例	24
<b>5 国、県の例規、基準等</b>		
5-1	注意報及び警報の種類並びに発表の基準	25
5-2	火災・災害等即報要領（平成24年5月改正）	26~36
5-3	福岡県災害調査報告実施要綱	37~41
5-4	被害の判定基準	42~44
5-5	福岡県災害救助法施行細則	45
5-6	災害救助法による救助内容	46~51
<b>6 応援協定等</b>		
6-1	福岡県消防相互応援協定書	52~54
6-2	遠賀郡内各町消防相互応援協定書	55
6-3	航空自衛隊芦屋基地との消火活動相互支援協定	56~57

## 資料編目次

項番	資 料 名	頁
【各種様式】		
7 職員の参集		
7-1	参集記録票	58
7-2	参集途上の被災状況記録票	59
8 情報整理、報告		
8-1	被害発生状況連絡票	60
8-2	り災台帳	61~62
8-3	火災・災害等即報要領(様式)	63~68
8-4	福岡県災害調査報告実施要綱(様式)	69~102
9 応援要請		
9-1	自衛隊災害派遣要請依頼書	103
9-2	自衛隊災害派遣撤収依頼書	104
10 避難所		
10-1	避難者カード	105
10-2	避難者名簿	106
10-3	避難所運営記録	107
10-4	物品の受払簿(避難所用)	108
10-5	避難所設置及び収容状況	109
11 救助・医療・交通輸送等		
11-1	行方不明者名簿	110
11-2	医療救護所開設状況報告	111
11-3	緊急車両以外の車両通行止め標示	112
11-4	緊急通行車両事前届出書	113
11-5	緊急通行車両確認証明書	114
11-6	緊急通行車両通行標章	115
11-7	物品の受払簿(物資集配拠点用)	116
12 り災証明		
12-1	り災届出兼証明願	117
12-2	り災証明書	118
12-3	被害届出兼証明書	119

## 1-1 重要水防箇所

町内の重要水防箇所は次のとおりである。

重要水防箇所（重点区間）＜堤防＞ 平成29年8月現在						
河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長	備考	水防工法
西川	浜口地先	左	0/900～1/100	200m	堤防高A	積み土俵
	浜口地先	左	1/300～1/800	500m	堤防高A 堤防断面A	積み土俵

(福岡県地域防災計画による)

重要水防区域（A）＜堤防＞ 平成29年8月現在						
河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長	備考	水防工法
遠賀川	山鹿地先	右	1/300～1/500	200m	堤防高A	積み土俵
西川	浜口町地先	左	0/900～1/100	200m	堤防高A	積み土俵
	浜口町地先	左	1/300～1/500	200m	堤防高A、 堤防断面A	シート張り・ 積み土俵
	浜口地先	左	1/500～1/800	300m	堤防高A、 堤防断面B	シート張り・ 積み土俵

(福岡県地域防災計画による)

重要水防区域（B）＜堤防＞ 平成29年8月現在						
河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長	備考	水防工法
遠賀川	中ノ浜地先	左	0/900～1/100	200m	堤防高B	積み土俵
	船頭町地先	左	1/300～1/500	200m	堤防高B	積み土俵
	船頭町地先 祇園地先	左	1/500～1/900	400m	堤防高B、 堤防断面B	シート張り・ 積み土俵
	祇園地先	左	1/900～2/100	200m	堤防高B	積み土俵
	山鹿地先	右	0/700～1/100	400m	堤防高B	積み土俵
	山鹿地先	右	1/100～1/300	200m	堤防高B、 堤防断面B	シート張り・ 積み土俵

重要水防区域（B）＜堤防＞						平成29年8月現在
河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長	備考	水防工法
遠賀川	山鹿地先 江川台地先	右	1/500～1/900	400m	堤防高B、 堤防断面B	シート張り・ 積み土俵
西川	高浜地先	左	0/100～0/500	400m	堤防高B	積み土俵
	高浜地先 浜口地先	左	0/500～0/900	400m	堤防高B、 堤防断面B	シート張り・ 積み土俵
	祇園町地先	右	0/100～0/760	660m	堤防高B	積み土俵

(福岡県地域防災計画による)

(構造物)

重要水防区域（A）					平成24年3月現在
河川名	名称	地先名	左右岸の区別	位置	備考
西川	西祇園橋	芦屋町	—	0/100	許可工作物

(福岡県地域防災計画による)

重要水防区域（B）					平成24年3月現在
河川名	名称	地先名	左右岸の区別	位置	備考
遠賀川	芦屋橋	芦屋町	—	0/650	許可工作物

(福岡県地域防災計画による)

重要水防区域（要注意）＜構造物＞						平成29年8月現在
河川名	名称	地先名	左右岸 の区別	位置	備考	
遠賀川	芦屋第2陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/739		
	芦屋第3陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/760		
	芦屋第4陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/784		
	芦屋第5陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/814		
	芦屋第6陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/858		
	芦屋第7陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/891		
	芦屋第8陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/931		
	芦屋第9陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/966		
	芦屋第10陸閘	芦屋町中ノ浜	左	0/982		
	芦屋第11陸閘	芦屋町船頭町	左	1/019		
	芦屋第12陸閘	芦屋町船頭町	左	1/121		
	芦屋第13陸閘	芦屋町船頭町	左	1/185		
	芦屋第14陸閘	芦屋町船頭町	左	1/208		
	芦屋第15陸閘	芦屋町船頭町	左	1/232		
	芦屋第16陸閘	芦屋町船頭町	左	1/247		
	芦屋第17陸閘	芦屋町船頭町	左	1/281		
	芦屋第18陸閘	芦屋町船頭町	左	1/335		
	西川	芦屋第19陸閘	芦屋町祇園町	右	0/176	
芦屋第20陸閘		芦屋町祇園町	右	0/218		
芦屋第21陸閘		芦屋町祇園町	右	0/324		
芦屋第22陸閘		芦屋町祇園町	右	0/445		
芦屋第23陸閘		芦屋町祇園町	右	0/445		
芦屋第24陸閘		芦屋町祇園町	右	0/445		

(福岡県地域防災計画による)

(海岸)

平成29年8月現在

沿岸名	海岸名	延長	地先名	重要度	予想される 事態
玄海灘	浜崎海岸	1,805m	芦屋町浜崎	B	侵食
	夏井ヶ浜海岸	228m	芦屋町大字山鹿	B	侵食

(福岡県地域防災計画による)

## 1-2 土砂災害危険箇所

土石流危険溪流							平成29年8月現在	
水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	流域概要			保全対象	
			字	溪流長	流域面積	平均河床勾配度	保対象戸数	公共施設等
遠賀川	江川	山鹿谷川1	山鹿	0.08km	0.01km <sup>2</sup>	16	36	
		山鹿谷川2	山鹿	0.10km	0.01km <sup>2</sup>	23	26	

(福岡県地域防災計画による)

急傾斜地崩壊危険区域				平成29年8月現在
指定区域名	所在地	指定年月日	告示番号	指定面積
西浜町	芦屋町大字西浜町	H13.2.2	185	0.0562ha

(福岡県地域防災計画による)

芦屋町独自指定急傾斜地危険区域			平成24年3月現在
指定区域名	場所	指定年月日	危険状態
芦屋町山鹿	城山(唐戸側)	H17.4.1	震災および集中豪雨等により土砂災害および崩落の危険あり
芦屋町山鹿	城山(雁木側)	H17.4.1	震災および集中豪雨等により崩落の危険あり
芦屋町大字山鹿	魚見公園(芦屋釜の里付近)	H17.4.1	震災および集中豪雨等により地すべりの危険あり
芦屋町大字山鹿	洞山一帯	H17.4.1	震災および集中豪雨等により崖地崩壊の危険あり
芦屋町大字山鹿	夏井ヶ浜付近	H17.4.1	震災および集中豪雨等により崖地崩壊の危険あり
芦屋町江川台	江川台団地大君側入口付近	H23.10.1	震災および集中豪雨等により土砂災害および崩落の危険あり
芦屋町大字山鹿	魚見公園(浪懸大橋、サイクリングロード付近)	H20.4.1	震災および集中豪雨等により土砂災害および崩落の危険あり

急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅰ）						平成 29 年 8 月現在				
箇所名	位置		地形			人家戸数	公共建築物		公共施設	
	大字	番地等	長さ	傾斜度	斜面高さ		種類	数	種類	数
七田	山鹿	七田	75m	45	30m		宿泊所	1	町道	150
田屋	山鹿	田屋	116m	60	15m	7			町道	20
平石	山鹿	平石	274m	40	15m	6			町道 河川	130 88
山ノ内(a)	山鹿	山ノ内	190m	60	15m		宿泊所	1		
山ノ内(b)	山鹿	山ノ内	160m	70	26m	13	宿泊所	2	町道	35
岩ノ元(b)	山鹿	岩ノ元	260m	60	32m	22			県道 町道	45 235
岩ノ元(a)	山鹿	岩ノ元	280m	35	38m	17			県道 町道	40 280
後水(a)	山鹿	後水	290m	50	12m	33			町道	295
大君(a)	山鹿	大君	230m	40	15m	18			町道	205
大君(b)	山鹿	大君	65m	70	10m	10			町道	365

(福岡県地域防災計画による)

急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面Ⅱ）						平成 29 年 8 月現在				
箇所名	位置		地形			人家戸数	公共建築物		公共施設	
	大字	番地等	長さ	傾斜面	高さ		種類	数	種類	数
中山口(a)	山鹿	中山口	220m	40	15m	1				

(福岡県地域防災計画による)

急傾斜地崩壊危険箇所（人工斜面Ⅰ）						平成 29 年 8 月現在				
箇所名	位置		地形			人家戸数	公共建築物		公共施設	
	大字	番地等	長さ	傾斜度	斜面高さ		種類	数	種類	数
江川台(a)	山鹿	江川台	180m	50	40m	14	公民館	1	町道	425
江川台(b)	山鹿	江川台	220m	50	36m	26				

(福岡県地域防災計画による)

土砂災害（特別）警戒区域<土石流>						平成 29 年 8 月現在		
自然現象の種類	区域の名称	所在地	特別警戒区域	警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	特別警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	告示年月日	告示番号	
土石流	山鹿谷川 1	大字山鹿	○	6,290	124	H26.2.4	65	
	山鹿谷川 3	江川台 及び 大字山鹿	○	5,965	51			
	山鹿谷川 2	山鹿 及び 大字山鹿	○	8,757	66			

(福岡県地域防災計画による)



土砂災害（特別）警戒区域＜急傾斜地の崩壊＞							平成 29 年 8 月現在			
自然現象の種類	区域の名称	所在地	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配	警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	特別警戒区域面積(m <sup>2</sup> )	告示年月日	告示番号
急傾斜地の崩壊	田屋	大字山鹿	○		21	49	4,136	1,582	H26.2.4	65
	平石	大字山鹿	○		17	52	14,766	5,023		
	中山口(a)	大字山鹿	○	○	13	64	2,113	494		
	中山口(b)	大字山鹿	○		19	62	17,895	7,048		
	倉谷	花美坂 及び 大字山鹿	○		20	88	15,447	4,861		
	大君(g)	大字山鹿	○		26	48	17,501	5,872		
	大君(h)	大字山鹿	○		26	45	14,298	4,900		
	後水(a)	大字山鹿	○	○	34	48	5,386	1,692		
	後水(b)	大字山鹿	○	○	58	47	29,878	13,768		
	大君(a)	大字山鹿	○		38	55	18,250	6,708		
	大君(b)	山鹿及び 大字山鹿	○		44	51	39,777	17,512		
	大君(f)	大字山鹿	○		24	51	11,584	4,072		
	山鹿小東(a)	大字山鹿	○		8	56	2,787	649		
	山鹿小東(b)	大字山鹿	○		8	45	1,102	244		
	山鹿小西	大字山鹿	○		10	56	4,938	1,398		
	山ノ内(a)-2	山鹿及び 大字山鹿	○		28	42	9,332	4,462		
	山ノ内(a)-1	大字山鹿	○		32	46	2,826	1,773		
	七田-2	大字山鹿	○		6	49	821	146		
	七田-1	大字山鹿	○		31	49	9,101	3,461		
	鯨瀬	花美坂 及び 大字山鹿	○		11	62	1,792	486		
	江川台(b)-2	江川台	○	○	25	54	10,440	3,105		
	江川台(b)-1	江川台	○		34	37	12,185	2,343		
	江川台(a)	江川台	○		33	45	11,263	1,352		
	長井原	大字芦屋	○		16	49	10,157	3,245		
	西浜町	西浜町			5	75	940	0		
	山ノ内(b)-1	山鹿	○		6	39	484	93		
	山ノ内(b)-2	山鹿	○	○	26	77	11,586	4,115		
	岩ノ元(b)-1	山鹿	○	○	17	67	8,183	379		
	岩ノ元(a)-2	山鹿	○	○	28	55	2,979	1,074		
	岩ノ元(a)-1	山鹿	○	○	18	53	4,678	1,985		
岩ノ元(d)	山鹿	○	○	22	48	10,784	4,333			
岩ノ元(b)-2	山鹿	○	○	25	68	7,279	495			
岩ノ元(c)-1	山鹿	○	○	7	53	1,100	301			
岩ノ元(c)-2	山鹿	○	○	6	59	495	72			

(福岡県地域防災計画による)

### 1-3 道路危険箇所

平成 29 年 8 月現在

道路種別	路線名	字	施設管理番号	総合評価	危険内容	対策工法
一国	495号	山鹿	I495A010	防災カルテ	落石崩壊	切土
一国	495号	芦屋	I495G010	防災カルテ	擁壁	
一国	495号	芦屋南ヶ浦	I495G020	防災カルテ	擁壁	擁壁工
一県	直方北九州 自転車道線	山鹿	I302A010	防災カルテ	落石崩壊	落石防護網工
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A020	防災カルテ	落石崩壊	法覆工、 プレキャスト法枠
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A040	防災カルテ	落石崩壊	法覆工、 プレキャスト法枠、 擁壁工（重力式）
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A050	防災カルテ	落石崩壊	
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A060	防災カルテ	落石崩壊	
一県	水巻芦屋	山鹿	I202A090	防災カルテ	落石崩壊	
一県	水巻芦屋	山鹿	I202F010	防災カルテ	盛土	
一県	水巻芦屋	江川台	I202G140	防災カルテ	擁壁	擁壁工、 モルタル吹付
一県	水巻芦屋	山鹿	I202G150	防災カルテ	擁壁	擁壁工、 ブロック積み

(福岡県地域防災計画による)

### 1-4 山地災害危険箇所

山腹崩壊危険地区（民有林）							平成 29 年 8 月現在	
番号	位置			保全対象			概要	
	町名	大字	字	人家数	公共施設			道路の種類
					種類	数量		
1	芦屋	山鹿	道明	15			県道	

(福岡県地域防災計画による)

## 2-1 臨時ヘリポート

平成 24 年 3 月現在

名 称	所在地	管理者等	面積 (㎡)	形状 (m)
芦屋競艇場	大城	芦屋競艇場	20,000	200×100
芦屋海岸	西浜町	福岡県	40,000	500× 80
芦屋小学校グラウンド	白浜町 3786	教育委員会	7,000	70×100
芦屋東小学校グラウンド	浜口町 5-55	教育委員会	8,000	80×100
山鹿小学校グラウンド	大字山鹿 2853	教育委員会	6,000	60×100
芦屋中学校グラウンド	中ノ浜 10-74	教育委員会	9,000	90×100
総合運動公園グラウンド	大字山鹿道明ヶ浦 239	教育委員会	9,600	80×120

(福岡県地域防災計画による)

## 2-2 ドクターヘリ離着陸場

平成 24 年 3 月現在

ヘリポート名	住 所	離着陸場の連絡先				備 考
		部署(係)	TEL (平日)	TEL (土曜)	TEL (休日)	
祇園町 河川敷	芦屋町 祇園町	社会教育係	093- 223-0731	093- 222-0181	093- 222-0181	土・日、祝日は総合 体育館職員対応

※遠賀・中間地域広域行政事務組合遠賀郡消防本部管内

## 2-3 指定避難所

### ■指定避難所

平成 27 年 2 月現在

施設区分	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	適正収容 面積(㎡)	最大収容 人員(人)	電話番号
その他施設	総合体育館	山鹿 239	3433	520	1040	222-0181
その他施設	芦屋町中央公民館	中ノ浜 4-4	4097	435	1600	222-1681

## 2-4 指定緊急避難場所

### ■指定緊急避難場所（公共施設）

平成 29 年 8 月現在

施設区分	施設名	所在地	災害種別ごと適否				
			土砂 災害	洪水	地震	津波	内水 氾濫
中学校	町立芦屋中学校	中ノ浜 10-74	○	○	○	○	○
小学校	町立芦屋小学校	白浜町 3786	○	○	○	○	○
小学校	町立芦屋東小学校	浜口町 5-55	○	×	○	○	×
小学校	町立山鹿小学校	山鹿 2853	○	×	○	○	○
公民館	山鹿公民館	山鹿 2862	○	×	×	○	○
公民館	芦屋東公民館	緑ヶ丘 4-22	○	×	○	○	×
その他施設	芦屋町民会館	中ノ浜 11-6	○	○	○	○	○
その他施設	芦屋町小体育館	中ノ浜 12-23	○	○	○	○	○
その他施設	芦屋町武道館	中ノ浜 10-13	○	○	○	○	○
公園	芦屋中央公園	船頭町 8-54	○	○	○	○	○

学校については、地震の場合の緊急避難場所はグラウンドとし、それ以外の災害の場合は体育館として、その適否を記載。

■指定緊急避難場所（地区避難所）

平成 29 年 8 月現在

施設区分	施設名	所在地	災害種別ごと適否				
			土砂災害	洪水	地震	津波	内水氾濫
公民館	栗屋区公民館	芦屋栗屋 1155-1	○	○	○	○	○
公民館	大城区公民館	芦屋大城 881	○	○	×	○	○
公民館	浜口町区公民館	浜口町 3891	○	×	×	○	×
公民館	東町区公民館	祇園町 1569-65	○	×	×	○	×
公民館	高浜町区公民館	高浜町 3043-7	○	×	○	○	×
公民館	正門町区公民館	正門町 2868-4	○	×	○	○	×
公民館	中ノ浜区公民館	中ノ浜 3790	○	○	×	○	○
公民館	船頭町区公民館	船頭町 1832	○	×	○	×	×
公民館	金屋区公民館	中ノ浜 2006-1	○	○	×	○	○
公民館	市場区公民館	西浜町 2170-1	○	○	○	○	○
公民館	浜崎区公民館	西浜町 2354-57	○	○	○	○	○
公民館	幸町区公民館	幸町 2464-2	○	○	○	○	○
公民館	白浜町区公民館	白浜町 2745-10	○	○	×	○	○
公民館	雁木区公民館	山鹿 2107	×	×	○	×	○
公民館	三軒屋区公民館	大字山鹿 93-2	○	×	○	×	×
公民館	万町区公民館	大字山鹿 1874	○	○	×	○	○
公民館	浦区公民館	大字山鹿 2257-1	○	×	×	×	○
公民館	元町区公民館	大字山鹿 1753-1	○	○	○	○	○
公民館	柏原区公民館	大字山鹿 1119-2	○	○	○	○	○
公民館	正津ヶ浜区公民館	大字山鹿 1415-2	○	×	×	○	×
公民館	田屋区公民館	大字山鹿 965-3	○	○	○	○	○
公民館	大君区公民館	大字山鹿 129-1	○	×	○	○	○
公民館	江川台区公民館	江川台 12-338	×	○	○	○	○
公民館	はまゆう区公民館	大字山鹿 535-22	○	○	○	○	○
公民館	花美坂区公民館	花美坂 35-4	○	○	○	○	○

## 2-5 福祉施設

平成 24 年 3 月現在

施設名	所在地	電話番号	備 考
特別養護老人ホームまつかぜ荘	緑ヶ丘 2-2	222-0765	
みどり園	緑ヶ丘 4-42	223-3311	
老人憩いの家山鹿荘	山鹿 17-16	223-2561	
老人憩いの家寿楽会館	西浜町 7-13	223-1343	
老人憩いの家鶴松荘	高浜町 23-31	223-3379	
ヘルパーステーション	緑ヶ丘 4-22	222-2888	

## 2-6 医療機関

平成 24 年 3 月現在

施設名	所在地	電話番号	備 考 (救急指定その他)
町立芦屋中央病院	幸町 8-30	222-2931	
内科・循環器科聖和会クリニック	高浜町 18-40	223-1112	
中島医院	高浜町 18-37	223-0129	
柿木医院	中ノ浜 9-42	223-0027	
須子内科・小児科医院	山鹿 10-24	223-0126	

## 2-7 歯科医院

平成 24 年 3 月現在

施設名	所在地	電話番号	備 考
高島歯科医院	高浜町 9-5	223-1515	
永井歯科医院	船頭町 7-9	222-2828	
若松歯科医院	中ノ浜 12-22	222-3333	
有吉歯科医院	山鹿 12-35	223-0404	

## 2-8 雨量計

防衛省関係

平成 24 年 3 月現在

区 分	住 所	電話番号
航空自衛隊芦屋気象隊	芦屋町大字芦屋 1445-1	

(福岡県地域防災計画による)

## 2-9 水防倉庫

平成 24 年 3 月現在

### (1) 設置場所

河川名	所在地	管理者	備 考
遠賀川	山鹿 1 街区	芦屋町	

### (2) 備蓄状況

資 材	数 量
無線機 (消防用無線、基地局含む)	2 0
カケヤ	5
スコップ	2 1
ツルハシ	1 0
カマ	4 0
ノコギリ	1 4
ペンチ	1 0
照明器具 (投光機)	5
土のう袋	1, 0 0 0
丸太	1 0
木杭	1 0
ビニールシート	2
縄	2 0
ゴムボート	4

## 2-10 ゴミ焼却施設

平成 24 年 3 月現在

設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	能力 (t/日)
遠賀中間地域広域 行政事務組合	中間市・芦屋町・水巻町・ 岡垣町・遠賀町	遠賀・中間 リレーセンター	H19.3	可燃 199 不燃、粗大 24

## 2-11 し尿処理施設

### (1) し尿処理施設

平成 24 年 3 月現在

設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (t/日)
遠賀中間地域広域 行政事務組合	中間市・芦屋町・水巻町・ 岡垣町・遠賀町	曲水園	H8.3	標脱	220

### (2) 下水ポンプ場

平成 24 年 3 月現在

施設名	所在地	備 考
中ノ浜ポンプ場	芦屋町中ノ浜 3 7 9 0	
汐入ポンプ場	芦屋町大字山鹿 9 3 - 2	
月軒ポンプ場	芦屋町大字芦屋 2 4 2	
下の辻ポンプ場	芦屋町大字芦屋 4 6 5 - 2	
西浜ポンプ場	芦屋町西浜町 2 2 7 7 - 1	
祇園町ポンプ場	芦屋町祇園町 1 5 6 9 - 6 6	
栗屋ポンプ場	芦屋町大字芦屋 1 2 2 1 - 4	

## 2-12 近隣火葬場所

平成 24 年 3 月現在

名 称	所 在 地	処理能力	
		体/日	火葬炉数
遠賀・中間地区 広域行政事務組合天生園	遠賀郡遠賀町大字上別府字大谷 1996	6	6 基



### 3-1 災害時の連絡先

名 称	電話番号	F A X 番号	防災行政無線
<b>【芦屋町】</b>			
芦屋町役場	223-0881	223-3927	78-381-70 (総務課)
競艇場	223-0581		
町民会館	223-0731	223-3885	
中央公民館	222-1681	223-5688	
山鹿公民館	223-1892	223-1892	
芦屋東公民館	222-1981	223-1981	
総合体育館・コミュニティーセンター	222-0181	222-0190	
給食センター	223-1748	223-1748	
<b>【公共的団体・防災上重要な施設管理者】</b>			
遠賀郡消防本部	293-1231	293-7140	78-657-70 (司令室)
遠賀郡消防本部芦屋分署	223-3160	223-3166	
<b>【一部事務組合】</b>			
遠賀・中間地域広域行政事務組合	293-3581	293-2162	
<b>【小・中学校】</b>			
芦屋小学校	223-0058	223-6511	
芦屋東小学校	223-3381	223-3391	
山鹿小学校	223-0007	223-1617	
芦屋中学校	223-0058	223-6511	
<b>【保育所・幼稚園】</b>			
緑ヶ丘保育所	223-1746	223-1746	
山鹿保育所	223-0513	223-0513	
芦屋保育園	223-0343	223-0351	
若葉保育所	222-2624	222-2627	
芦屋中央幼稚園	222-0327	222-0221	
愛生幼稚園	223-0358	223-0358	
<b>【福祉施設等】</b>			
芦屋町社会福祉協議会	222-2866	222-3713	
みどり園	223-3311	223-3306	
老人憩いの家 鶴松荘	223-3379		
老人憩いの家 寿楽会館	223-1343		
老人憩いの家 山鹿荘	223-2561		
特別養護老人ホームまつかぜ荘	222-0765	222-3344	
介護老人保健施設リカバリーセンターひびき	222-1717	222-1721	

名 称	電話番号	F A X 番号	防災行政無線
<b>【近隣市町村】</b>			
北九州市	582-2525	582-3117	
水巻町	201-4321	201-4423	78-382-70 (総務課)
遠賀町	293-1234	293-0806	78-384-70 (総務課)
岡垣町	282-1211	283-3027	78-383-70 (会議室)
<b>【福岡県】</b>			
防災危機管理局 防災企画課	092-643-3112	092-643-3117	78-700-7022 (防災企画係)
防災危機管理局 消防防災指導課	092-643-3111	092-643-3117	78-700-7022 (消防係)
八幡農林事務所	601-8851	601-8863	78-702-701 (総務課)
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2045	0940-36-2592	78-901-70 (総務企画室)
北九州県土整備事務所	691-2761	692-9479	78-702-711 (総務企画課)
<b>【福岡県警察本部】</b>			
折尾警察署	691-0110	691-0110	
芦屋交番	223-0110		
<b>【自衛隊】</b>			
陸上自衛隊第四師団司令部 (第三部防衛班)	092-591-1020		78-983-70
海上自衛隊佐世保地方総監部 (オペレーション)	0956-23-7110		
航空自衛隊西部航空方面隊 (防衛部運用課)	092-581-4031		78-984-71
航空自衛隊芦屋基地	223-0981		
<b>【指定地方行政機関】</b>			
九州管区警察局福岡県情報通信部	092-641-4141 (6073)	092-641-4141 (6069)	
福岡財務支局 (総務課)	092-411-7281		
九州厚生局 (総務課)	092-707-1115	092-707-1116	
九州農政局 (企画調整室)	096-211-9111 (企画調整室)	096-211-8707 (企画調整室)	

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
<b>【指定地方行政機関】</b>			
九州農政局福岡地域センター	092-281-8261	092-281-3202	
九州森林管理局（総務課）	096-328-3521	096-355-3891	
九州経済産業局（総務課）	092-482-5405 ～7	092-482-5960	
九州産業保安監督部（管理課）	092-482-5923 ～5927		
九州運輸局（総務部安全防災危機管理官）	092-472-2312	092-471-7192	
九州運輸局福岡運輸支局（総務企画関係）	093-673-1190		
九州運輸局福岡運輸支局（輸送関係）	093-673-1191		
大阪航空局福岡空港事務所	092-621-2221 (2111)		
第七管区海上保安本部	321-2931 (3255)	321-8611	78-985-70
福岡管区气象台	092-725-3601	092-771-2822	78-981-70
九州総合通信局（施設課）	096-326-7857		
福岡労働局（総務課）	092-411-4861		
九州地方整備局（企画部防災課）	092-471-6331 (3931) 092-414-7301 (災害時)	092-476-3450	
遠賀川河川事務所	0949-22-1830	0949-22-2859	
<b>【指定公共機関・指定地方公共機関】</b>			
九州旅客鉄道株式会社（福岡本社広報室）	092-474-2541		
西日本電信電話株式会社福岡支店 （設備部災害対策室）	092-747-6160		
N T T コミュニケーションズ株式会社 （ネットワーク事業部危機管理担当）	03-5202-9909		
N T T ドコモ九州（株）	092-717-5517		
日本銀行福岡支店（文書課）	092-725-5511	092-731-1170	
日本赤十字社福岡県支部（事業推進課）	092-523-1171	092-521-2552	78-980-70
日本放送協会福岡放送局（放送部）	092-724-2800		78-982-70
西日本高速道路株式会社九州支社 交通管制課	092-762-1111		
西日本高速道路株式会社九州支社 防災室（休日及び時間外）	092-717-1600		
郵便事業株式会社福岡支店	092-713-2414		
郵便局株式会社福岡中央郵便局	092-713-2411		
芦屋郵便局	223-0042		
山鹿郵便局	223-2771		
日本通運株式会社福岡支店（総務課）	092-291-7112	092-272-2765	
九州電力株式会社福岡支店（総務グループ）	092-761-6381		
西日本鉄道株式会社（庶務課）	092-734-1552		
筑豊電気鉄道株式会社（総務課）	243-5525	243-5526	

名 称	電話番号	F A X 番号	備 考
西部ガス株式会社供給管理センター	092-633-2323	092-631-3794	
大牟田ガス株式会社	0944-53-1021		
西日本瓦斯株式会社	0944-74-1414		
株式会社西日本新聞社（総務部）	092-711-5171		
株式会社朝日新聞西部本社	563-1131		
株式会社毎日新聞西部本社	541-3131		
株式会社読売新聞西部本社	092-715-5614	092-715-5542	
時事通信社福岡支社	092-741-2536	092-715-5199	

## 4-1 芦屋町防災会議条例

昭和46年7月13日  
条例第20号

改正 平成12年3月22日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、芦屋町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芦屋町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 芦屋町の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を統理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) その他町長において必要と認める者
- 6 前項第1号から第4号まで及び第7号の委員の定数は、それぞれ若干名とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、芦屋町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月22日 条例第 7 号抄）

1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

## 4-2 芦屋町防災会議委員名簿

平成 23 年 4 月 1 日現在

区分	機関等名	職 名	所在地
会長	芦屋町	町長	芦屋町役場
委員	航空自衛隊芦屋基地	教務課計画班長	芦屋町大字芦屋 1455
〃	若松海上保安部	部長	北九州市若松区本町 1 丁目 14-12
〃	国土交通省 遠賀川河川事務所	中間出張所長	中間市垣生 1991-1
〃	北九州県土整備事務所	所長	北九州市八幡西区則松 3 丁目 7-1
〃	八幡農林事務所	所長	北九州市八幡西区則松 3 丁目 7-1
〃	福岡県宗像・遠賀保健福祉 環境事務所	所長	遠賀郡水巻町吉田西 2 丁目 17-7
〃	折尾警察署	警備課長	八幡西区光明 1 丁目 6-6
〃	遠賀郡消防本部	警防課長	遠賀町大字広渡 1639
〃	芦屋町消防団	団長	芦屋町役場
〃	N T T 西日本株式会社 北九州支店	支店長	北九州市小倉北区江南町7-3
〃	九州電力株式会社 八幡営業所	所長	北九州市八幡東区西本町 1 丁目 19-1
〃	遠賀・中間医師会	会長	水巻町下二 2 丁目 1-33
〃	区長会	会長	芦屋町役場
〃	芦屋町	副町長	芦屋町役場
〃	芦屋町	教育長	芦屋町役場
〃	芦屋町	企画政策課長	芦屋町役場
〃	芦屋町	財政課長	芦屋町役場
〃	芦屋町	都市整備課長	芦屋町役場
〃	芦屋町	地域づくり課長	芦屋町役場
〃	芦屋町	環境住宅課長	芦屋町役場

※任期：2年間（平成23年3月24日～平成25年3月23日）

## 4-3 芦屋町災害対策本部条例

平成24年9月21日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、芦屋町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4-4 芦屋町災害対策本部規則

平成 21 年 3 月 3 日  
規則第 2 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日規則第 11 号

芦屋町災害対策本部規則（昭和 54 年規則第 10 号）の全部を改正する。

第 1 条 本町における非常災害対策事務を敏速にし、住民の安寧秩序を保持するため、芦屋町災害対策本部（以下「本部」という。）を設ける。

第 2 条 本部に本部長 1 人、副本部長 3 人、本部員 3 人を置く。

2 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長及び消防団長をもってこれに充てる。

3 本部員は、総務課長、都市整備課長、企画政策課長をもって充てる。

第 3 条 本部長は、本部を統括し、部員を指揮監督する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 4 条 本部に総括班、総務班、企画政策班、財政班、都市整備班、住民班、税務班、福祉班、環境住宅班、地域づくり班、競艇事業局班、学校教育班、生涯学習班、病院班及び議会班の 15 班を置き、各班に班長を置く。

第 5 条 班長は、その任務を統括し、班員を指揮監督する。

第 6 条 各班の分掌事務は、別表のとおりとする。

2 事務担当職員の配備は、災害の状況に応じて、第 1 配備、第 2 配備及び第 3 配備とし、本部長の命によるものとする。

3 第 1 配備する班は状況に応じて本部長が決定し、第 2 配備は残りの全ての班とし、第 3 配備は残りの全ての職員とする。

4 第 1 配備及び第 2 配備の人員は、状況に応じて班長が決定する。

5 本部長が必要と認めるときは、各班の編成を変更することができる。

第 7 条 本部長は、相当と認めるときは、部員を適宜当直させて業務に当たらせることができる。

第 8 条 各班員は、その属する班長の命によってのみ行動することを原則とし、状況に応じて相互に援助するものとする。

第 9 条 各班長は、その属する班員の行動を掌握し、班の活動状況及び責務遂行上知り得た情報を詳細に記録するとともに必要に応じて総括班に報告しなければならない。

第 10 条 本部長は、平時において随時必要な訓練を行うことができる。

第 11 条 この規則に定めるもののほか、災害対策事務に関し必要な事項は、本部長の定めるところによる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

### 附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 11 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。



別表（第6条関係）

芦屋町災害対策事務分担表

班	班長	構成班員	分担事務内容
総務班	総務課長 (兼)	総務課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議及び連絡調整会議に関する事。</li> <li>2 防災会議その他関係機関との連絡に関する事。</li> <li>3 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>4 各班との連絡調整に関する事。</li> <li>5 本部の庶務に関する事。</li> <li>6 災害救助に関する事。</li> <li>7 避難収容所の設置に関する事。</li> <li>8 庁用車の配車に関する事。</li> <li>9 本部長、副本部長の秘書に関する事。</li> <li>10 職員の動員に関する事。</li> <li>11 災害時における職員の服務に関する事。</li> <li>12 災害対策従事職員の公務災害に関する事。</li> <li>13 り災職員の調査及び援護に関する事。</li> <li>14 その他職員に関する事。</li> <li>15 被害情報の収集及び連絡に関する事。</li> <li>16 災害資料の作成及び災害記録に関する事。</li> <li>17 報道機関との連絡に関する事。</li> <li>18 災害時における問い合わせに関する事。</li> <li>19 災害復旧についての相談に関する事。</li> </ol>
企画政策班	企画政策課長	企画政策課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における本部長の特命事項に関する事。</li> <li>2 緊急車両の借上げに関する事。</li> <li>3 緊急車両の標章及び証明書の申請に関する事。</li> <li>4 災害についての広報に関する事。</li> <li>5 災害写真の撮影に関する事。</li> <li>6 災害時における苦情・陳情等の広聴に関する事。</li> </ol>

班	班長	構成班員	分担事務内容
財政班	財政課長 会計管理者	財政課員 会計係員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害についての応急財政措置に関すること。</li> <li>2 災害対策用物資の調達に関すること。</li> <li>3 災害対策本部に必要な物品の調達に関する こと。</li> <li>4 災害関係経費の出納及び義援金品の受付に 関すること。</li> <li>5 他課の属さない町有財産の被害調査及び復 旧対策に関すること。</li> </ol>
都市整備班	都市整備課長	都市整備課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動に関すること。</li> <li>2 応急対策についての工作班等の派遣に関す ること。</li> <li>3 災害対策に必要な土木業者等の連絡調整に 関すること。</li> <li>4 道路、河川、橋、海岸等の警戒及び応急復旧 に関すること。</li> <li>5 り災住宅の応急修理に関すること。</li> <li>6 応急仮設住宅の建設に関すること。</li> <li>7 災害工事事用資材の確保に関すること。</li> <li>8 町有建物の応急修理に関すること。</li> <li>9 下水道施設の災害応急対策に関すること。</li> <li>10 指定工事店に対する連絡に関すること。</li> </ol>
住民班	住民課長	住民課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災世帯等の調査に関すること。</li> <li>2 災害時の医療、助産に関すること。</li> <li>3 医療、関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 各班の応援に関すること。</li> </ol>
税務班	税務課長	税務課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り災者に対する町税の猶予及び減免措置に 関すること。</li> <li>2 り災家屋等の調査に関すること。</li> <li>3 各班の応援に関すること。</li> </ol>

班	班長	構成班員	分担事務内容
福祉班	福祉課長	福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 救助、救援物資に関すること。</li> <li>3 緊急主食配給の総括及び関係機関との連絡に関すること。</li> <li>4 避難場所等保育所の協力に関すること。</li> <li>5 老人福祉施設の災害対策に関すること。</li> <li>6 避難場所等老人憩の家の協力に関すること。</li> <li>7 各班の応援に関すること。</li> </ol>
環境住宅班	環境住宅課長	環境住宅課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町営住宅の災害対策に関すること。</li> <li>2 町営住宅の被害状況の調査に関すること。</li> <li>3 災害時の防疫、清掃に関すること。</li> <li>4 災害時の食品衛生及び環境衛生対策に関すること。</li> <li>5 災害時の交通安全対策に関すること。</li> <li>6 災害時の、公園・街路樹等の維持管理に関すること。</li> <li>7 各班の応援に関すること。</li> </ol>
地域づくり班	地域づくり課長	地域づくり課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災農漁家の災害融資に関すること。</li> <li>2 農作物及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>3 農地の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>4 家畜及び畜産施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>5 水産物、水産施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>6 商工業災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>7 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>8 各班の応援に関すること。</li> </ol>
競艇事業局班	競艇事業局長	競艇事業局員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競艇場施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>

班	班長	構成班員	分担事務内容
学校教育班	学校教育課長	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 避難場所等学校施設の使用協力に関すること。</li> <li>3 児童生徒の避難に関すること。</li> <li>4 災害時の応急教育に関すること。</li> <li>5 災害時の学校給食に関すること。</li> <li>6 り災児童生徒に対する教科書その他学用品等の配布に関すること。</li> </ol>
生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 災害対策活動に協力する婦人会等の社会教育団体との連絡調整に関すること。</li> <li>3 避難場所等社会教育施設及び地区公民館等の使用協力に関すること。</li> </ol>
病院班	病院事務長	病院職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 病院の災害対策及び災害復旧に関すること。</li> <li>2 その他病院に関すること。</li> </ol>
議会班	議会事務局長	議会事務局員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における議会関係緊急対策に関すること。</li> <li>2 各班の応援に関すること。</li> </ol>

## 4-5 芦屋町水防協議会条例

昭和56年3月26日

条例第17号

改正 平成12年3月22日条例第7号

第1条 水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、芦屋町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第3条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第4条 関係行政機関の職員たる委員の任期は当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 会長は会議を招集し、その議長となる。

第6条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第7条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長がこれを命じ又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受けて庶務を整理し、書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第7号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区气象台から発表される注意報、警報のうち、水防活動の利用に適合するものとして、本町に関するものは次のとおりである。

福岡管区气象台 北九州地方北九州・遠賀地区

区分	種類	発表の基準
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 40 mm 又は土壌雨量指数が 115 以上になると予想される場合。
	洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 40 mm 又は西川流域雨量指数が 16 以上になると予想される場合。
	波浪注意報	波浪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 響灘 2.5m 又は瀬戸内側 1.5m 以上になると予想される場合。
	高潮注意報	高潮によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1.6m 以上になると予想される場合。
警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合 (必要に応じて雨を伴うことを本文に記述)。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 60 mm 又は土壌雨量指数が 144 以上になると予想される場合。
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 60 mm 又は西川流域雨量指数が 20 以上になると予想される場合。
	波浪警報	波浪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 響灘 6.0m 又は瀬戸内側 3.0m 以上になると予想される場合。
	高潮警報	高潮によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1.9m 以上になると予想される場合。

## 5-2 火災・災害即報要領（平成24年5月改正）

### 第1 総則

#### 1. 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2. 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

#### 3. 報告手続

- （1） 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故〔（1）において「火災等」という。〕が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- （2） 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- （3） 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告するものとする。
- （4） 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- （5） 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの

報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4. 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対応事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### (2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

###### ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

###### イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

###### ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

###### エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5. 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火



災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1. 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### ア. 火災

##### ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

##### イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

##### ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

##### エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

#### イ. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

##### 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
  - 3) 特定事業所内の火災〔 1) 以外のもの。〕

#### ウ. 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く）、又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

#### エ. 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

#### オ. その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

##### (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2. 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的に影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

## 3. 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

## 4. 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

### （1）一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

### （2）個別基準

#### ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1. 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物の漏えい事故で、次に該当するもの
  - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
  - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

## 2. 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3. 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

## 4. 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

#### 1. 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

###### 1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物の用途、構造及び環境

- イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- イ 火災の状況
  - ア) 発見及び通報の状況
  - イ) 避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の4)、又は5)に該当する火災
  - ア) 発見及び通報の状況
  - イ) 延焼拡大の理由
    - ア 消防事情
    - イ 都市構成
    - ウ 気象条件
    - エ その他
  - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
  - エ) 罹災者の避難保護の状況
  - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
  - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
    - ※必要に応じて図面を添付する。
  - イ) 林野の植生
  - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
  - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
  - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
  - イ) 焼損状況、焼損程度

## 2. 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（(株)）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、

危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故即報>

### 3. 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

- ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
- イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

**4. 第4号様式**

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生の場所、発生日時当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況



当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

## 2) 第4号様式-その2（被害状況即報）

### （1）各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

### （2）災害対策本部の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

### （3）災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

### （4）備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

#### ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

#### イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

#### ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

#### エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

## 5-3 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

### (趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

### (総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

### (報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

### (報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

### 1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各 部 長	11時00分	16時00分

### 2 詳報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

### 3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

### 4 提出部数

- (1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。
- (2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

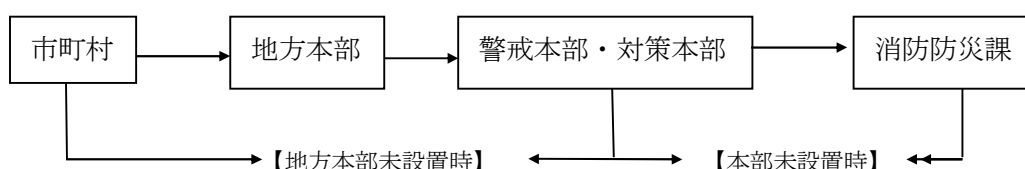
(報告の順序)

第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害順序によるものとする。  
但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

## 1 市町村長の報告

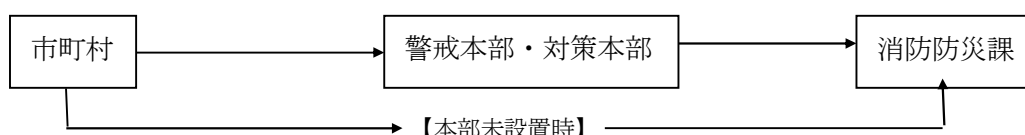
### (1) 災害概況及び被害状況即報

(様式1号・様式2号の1)



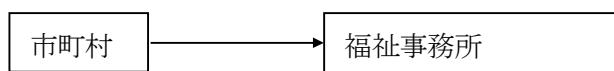
### (2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)



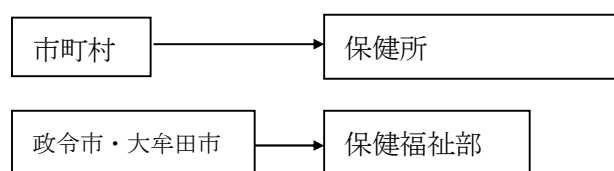
### (3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)



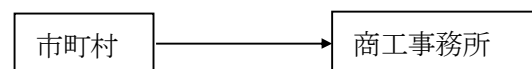
### (4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の3、様式第3号の1)



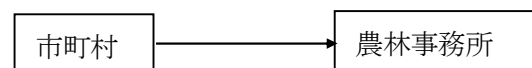
### (5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)

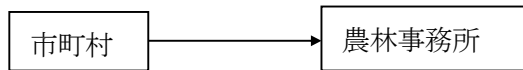


### (6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

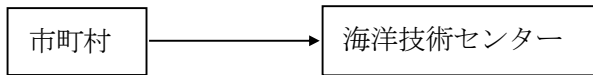
(様式第2号の5 様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



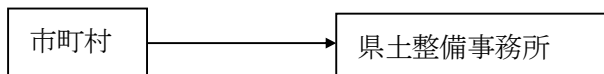
- (7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の6、7、8、9、10、)



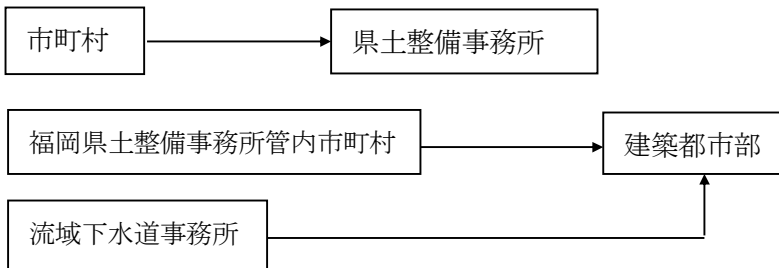
- (8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の11、12、)



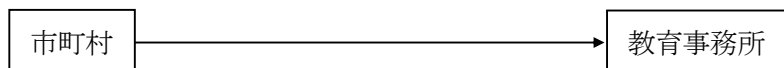
- (9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号の13、様式第3号の16)



- (10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告  
(様式第2号14、15、様式第3号の17)

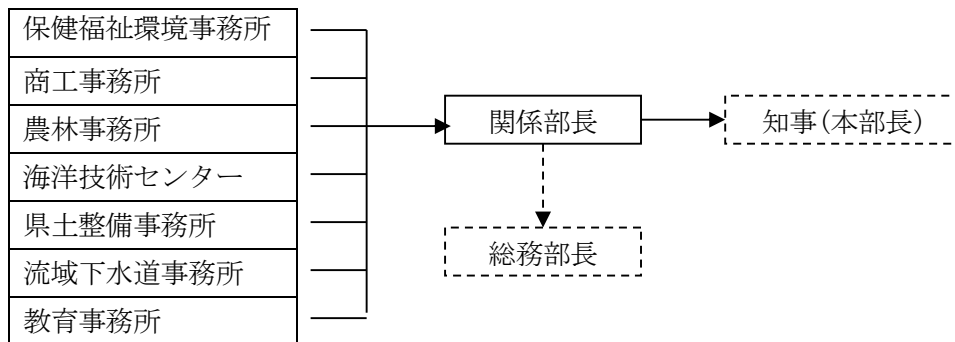


- (11) 教育関係被害即報・詳細・確定報告  
(様式第2号の16)



## 2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



## 3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

## 附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

## 5-4 被害の判定基準

(その1)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分			備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等の建物とする。	

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(その2) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備 考
そ の 他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流失埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法〈昭和27年法律第180号〉第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法〈昭和39年法律第167号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法〈昭和25年法律第218号〉第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	



(その3) (福岡県地域防災計画より抜粋：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
その他	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、港湾施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・道路・港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎・公民館・児童館・都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

## 5-5 福岡県災害救助法施行細則

別表第3 (第14条)

「昭和40年福岡県規則第44号」

	法第24条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度															
1	政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 医師及び歯科医師</td> <td>1人1日当たり</td> <td>17,400円以内</td> </tr> <tr> <td>イ 薬剤師</td> <td>1人1日当たり</td> <td>11,900円以内</td> </tr> <tr> <td>ウ 保健師、助産師及び看護師</td> <td>1人1日当たり</td> <td>11,400円以内</td> </tr> <tr> <td>エ 土木技術者及び建築技術者</td> <td>1人1日当たり</td> <td>17,200円以内</td> </tr> <tr> <td>オ 大工、左官及びとび職</td> <td>1人1日当たり</td> <td>20,700円以内</td> </tr> </table> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号)第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費</p> <p>ア 医師及び歯科医師にあつては、福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年福岡県条例第64号。以下「規則」という。)に定める三等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>イ 薬剤師、保健師、助産師、及び看護師にあつては、規則に定める五等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職にあつては、規則に定める四等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p>	ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	17,400円以内	イ 薬剤師	1人1日当たり	11,900円以内	ウ 保健師、助産師及び看護師	1人1日当たり	11,400円以内	エ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,200円以内	オ 大工、左官及びとび職	1人1日当たり	20,700円以内
ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	17,400円以内															
イ 薬剤師	1人1日当たり	11,900円以内															
ウ 保健師、助産師及び看護師	1人1日当たり	11,400円以内															
エ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,200円以内															
オ 大工、左官及びとび職	1人1日当たり	20,700円以内															
2	政令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。															

(福岡県地域防災計画による：福岡県災害救助法施行細則から抜粋)

## 5-6 災害救助法による救助内容

(その1) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害救助法施行細則 別表第2)

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、当該特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円</p> <p style="padding-left: 40px;">(加算費) 冬期(10月～3月)の燃料費 別に定める額)</p> <p>(4) 避難所を開設できる期間は、災害の発生の日から7日以内とする。</p>
2	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は(2)にかかわらず別に定める。</p> <p>(4) 高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項または第4項による期限内(最高2年以内)とする。</p>

(その2)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害救助法施行細則 別表第2)

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間																								
3	たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) たき出しその他による食品の給与</p> <p>ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費の経費とし、一人一日当たり1,010円以内とする。</p> <p>エ たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができるものとする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																								
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服・寝具その他日用品等をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p>																								
		<table border="1"><thead><tr><th>季別</th><th>期間</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th></tr></thead><tbody><tr><td>夏季</td><td>4月～9月</td><td>17,200</td><td>22,200</td><td>32,700</td><td>39,200</td><td>49,700</td><td>7,300</td></tr><tr><td>冬季</td><td>10月～3月</td><td>28,500</td><td>36,900</td><td>51,400</td><td>60,200</td><td>75,700</td><td>10,400</td></tr></tbody></table>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月～9月	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300	冬季	10月～3月	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																			
夏季	4月～9月	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300																			
冬季	10月～3月	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400																			

(その3)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害救助法施行細則 別表第2)

救助の種類		救助の程度、方法及び期間						
4		イ 住居の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により被害を受けた世帯						
	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
	夏季	4月～9月	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬季	10月～3月	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300
		(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。						
5	医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>(ア) 診療</p> <p>(イ) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(エ) 病院又は診療所への収容</p> <p>(オ) 看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助</p> <p>(イ) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の二割引き以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>						

(その4)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害救助法施行細則 別表第2)

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間												
6	災害にかかった者の救出	<p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害の発生の日から3日以内とする。</p>												
7	災害にかかった住宅の応急修理	<p>(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な修繕を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり520,000円以内とする。</p> <p>(3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>												
8	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <table><tr><td>ア 生業費</td><td>1件当たり</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>イ 就職支度金</td><td>1件当たり</td><td>15,000円</td></tr></table> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <table><tr><td>ア 貸与期間</td><td>2年以内</td></tr><tr><td>イ 利子</td><td>無利子</td></tr><tr><td>ウ 保証人</td><td>貸与を受ける者と連携して債務を負担する者1人以上</td></tr></table> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与には、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>	ア 生業費	1件当たり	30,000円	イ 就職支度金	1件当たり	15,000円	ア 貸与期間	2年以内	イ 利子	無利子	ウ 保証人	貸与を受ける者と連携して債務を負担する者1人以上
ア 生業費	1件当たり	30,000円												
イ 就職支度金	1件当たり	15,000円												
ア 貸与期間	2年以内													
イ 利子	無利子													
ウ 保証人	貸与を受ける者と連携して債務を負担する者1人以上													

(その5)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害救助法施行細則 別表第2)

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
9	学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具及び通学用品費</p> <p>小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
10	埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>ア 棺(付属品を含む。) イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人201,000円、子供160,800円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
11	死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>

(その6)

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害救助法施行細則 別表第2)

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
12	死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</li><li>イ 死体の一時保存</li><li>ウ 検案</li></ul> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり 3,300 円以内とする。</li><li>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時保存するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり 5,000 円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</li><li>ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</li></ul> <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
13	災害によって居住又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という)の除去	<p>(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、一世帯当たり 133,900 円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。</p>
14	応急措置のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 応急救助のため輸送費及び人夫賃として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 被災者の避難</li><li>イ 医療及び助産</li><li>ウ 災害にかかった者の救出</li><li>エ 飲料水の供給</li><li>オ 死体の搜索</li><li>カ 死体の処理</li><li>キ 救済用物資の整理配分</li></ul> <p>(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>



## 6-1 福岡県消防相互応援協定書

平成 18 年 10 月 10 日  
協定

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

**第2条** 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、八女地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

**第3条** この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

**第4条** 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

**第5条** 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

## (2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

### (応援要請の方法)

**第6条** 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。
- 3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。
- 4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

### (応援隊等の派遣)

**第7条** 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

- 2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。
- 3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を待ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

### (応援等の中断)

**第8条** 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

- 2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

### (応援隊の指揮)

**第9条** 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

### (経費の負担)

**第10条** 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

#### (1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

- 2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(航空消防応援)

**第11条** この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

**第12条** この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

**第13条** この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成18年10月10日から効力を生じる。
- 2 平成14年8月1日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

## 6-2 遠賀郡内各町消防相互応援協定書

昭和43年1月1日

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、水火災その他の災害に関し、水巻町（以下「A」という。）芦屋町（以下「B」という。）遠賀町（以下「C」という。）岡垣町（以下「D」という。）が各々協力し、相互に消防力を活用して被害を最少限度に防止することを目的とする。

(応援の方法)

第2条 相互応援の方法は次のとおりとする。

- (1) AがB、C、Dに、BがA、C、Dに、CがA、B、Dに、DがA、B、Cに対し、個々に或は複数に対し応援を要請する場合は、受援側消防長（消防本部を置かない町では町長。以下同じ。）から応援側消防長（消防本部を置かない町では町長。以下同じ。）に対し、災害の状況及びその見とおし並びに派遣人員、所要機械器材、派遣場所等を示して行うものとする。ただし、応援出動隊の人員装備等は応援側消防長が定めるものとする。
- (2) 通信と絶の場合は応援側消防長の判断によつて出動するものとする。
- (3) 災害がA、B、C、Dの各々関係境界附近で発生し出動した場合において管轄外であつたときは応援を要請されたものとみなす。

(指揮)

第3条 応援出動隊はすべて現場では受援側最高指揮者の指揮にしたがうものとする。

(状況の報告)

第4条 応援出動隊の長は現場到着及び引揚げの時期並びに消防行動の状況をその都度前条の現場最高指揮者に報告しなければならない。

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は次の各号により負担するものとする。

- (1) 応援に際し受援地において発生した重大な機械器材、その他物件の破損修理費、及び隊員並びに消防に関係のある役場職員等の死傷に要する療養扶助費（応援側の条例、規則に規定する額）は応援側及び受援側がそれぞれ均等に負担する。
- (2) 応援出動隊の手当、被服の損料は応援側の負担とする。
- (3) 応援が長時間に亘る場合の動力消防ポンプの燃料及び食糧の費用は受援側の負担とする。

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度関係町が協議決定する。

第7条 この協定書は正本4通を作成し、各町1通を所持するものとする。

附 則

この協定は、昭和43年1月1日から施行する。

## 6-3 航空自衛隊芦屋基地との消火活動相互支援協定

昭和43年1月1日  
施行

### (目的)

第1条 この協定は、航空自衛隊第三術科学学校長（以下「甲」という。）と芦屋町長（以下「乙」という。）との間において、火災発生時独力では消火が困難であると予想されるとき相互支援の要領について定めることを目的とする。

### (支援要請)

第2条 支援要請は、乙が甲へ又は甲が乙へ行なうものとする。

2 支援要請は、電話及びその他の方法により次の事項を明確に連絡、要請するものとする。

- (1) 火災発生の場所
- (2) 火災の程度
- (3) 火災の種類
- (4) その他必要事項

3 状況により緊急必要と認めた場合は、前各項の要請を待つことなく相互に支援するものとする。

4 甲に対しての要請のための連絡先は、芦屋（23）0981番の内線262番（施設課消防班）とする。

5 乙に対しての要請のための連絡先は、芦屋（局番なし）119番とする。

### (支援隊の指揮権)

第3条 支援隊は、火災現場に到着後は、努めて被支援側の消防隊（団）長の指示を尊重して行動するものとする。

### (支援隊の誘導)

第4条 被支援側の消防隊（団）長は、適宜な場所に誘導員を待機させ、支援隊の誘導にあたるものとする。

### (情報の交換)

第5条 甲及び乙の消防責任者は、必要のつど会議を開催し、相互の消火に関する情報を交換するものとする。

### (支援出動時の災害補償及び責任)

第6条 支援出動にあたり受けた災害及び負傷等の補償に関しては、原則として支援者側において処理するものとする。

2 支援出動にあたり消防関係器具、器材等で被支援者側に与えた損害については、原則として甲と乙との協議により、その行為が真にやむを得ないものと認められた場合に限り、被支援者側で負担するものとする。

- 3 支援出動に要する費用は、原則として支援者側において負担するものとする。
- 4 前各項によりがたい事態が発生した場合は、そのつど甲と乙とが協議して定める。

(協定不履行の特例)

第7条 甲において自衛隊法に基づく緊急事態が発生し、若しくはその他特別の理由によりこの協定の履行が困難な場合又は乙において特別の理由により協定の履行が困難な場合は、甲又は乙はこの協定を履行しないことができる。この場合は、すみやかに理由を付して相手側に通知するものとする。

(協定の廃止)

第8条 甲又は乙のいずれかにこの協定の廃止を要する事態が発生した場合は、文書により理由を付して相手側に通知するものとする。この場合この協定は通知した日から30日で廃止される。

附 則

- 1 この協定は、昭和43年1月1日から施行する。
- 2 この協定書は、正本2通を作成し甲及び乙が押印した後、それぞれ1通を保存する。



## 7-2 参集途上の被災状況記録票

○参集後に各自で記入し、班長へ提出すること

整理番号 \_\_\_\_\_

■報告者氏名	■災害対策班名	班
■参集報告		
○参集日時	年 月 日 時 分	
■見聞情報（参集時に見聞きした情報）		
○自宅付近の状況 ○道路の状況 ○建物被害の状況 ○救助者の有無 ○火災の発生状況 ○その他気づいたこと	<p style="text-align: center;">火災や人命に関わる場合は、直接担当班に連絡する</p>	
■地図・略図		



## 8-1 被害発生状況連絡票

被害発生状況連絡票				
受付日時	年 月 日 時 分	被災者 または 通報者	住所 氏名	電話 ( )
被害発生場所				
被害状況				
記録者	氏名	班	送付先 送付日 時	年 月 日 時 分 班
関係班処置記録				
本部解散後の対応				

# 8-2 り災台帳

## り 災 台 帳

(表)

(整理番号第 号)

り災場所		番地		家屋所有者		番地				
芦屋町		番 号		芦屋町		番 号				
住 所		番地		避難所						
遠賀町		番 号								
り 災 者	続柄	氏 名	性別	生年月日	職業又は 学 年 別	現 況				その他
						健在	軽傷	重傷	死亡	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
10										
り 災 状 況	住家	<input type="checkbox"/> 壊(焼)	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 借家	その他の事項					
		<input type="checkbox"/> 流失	<input type="checkbox"/> 床下浸水	<input type="checkbox"/> 間借						
	家財	<input type="checkbox"/> 壊(焼)	<input type="checkbox"/> き損	<input type="checkbox"/> 自宅						
		<input type="checkbox"/> 流失								
調査員の意見		<input type="checkbox"/> 要 避難所収容		<input type="checkbox"/> 要 応急仮 設住宅		<input type="checkbox"/> 要 炊き出し		<input type="checkbox"/> 要 その他		
		<input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 否		<input type="checkbox"/> 否				
り 災	平成 年 月 日 時 分				調査員の職・氏名					
調 査	平成 年 月 日 時 分									

(裏)

月・日	物資交付及び援護状況	認印
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

# 8-3 火災・災害等即報要領（様式）

火災・災害等即報要領

## 第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※爆発除く

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症 中等症 軽症	人 人 人			
焼損程度	棟数	全焼	棟	計 棟	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼 部分焼 ぼや			棟	建物焼損表面積
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力災害
- 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災      2 爆発      3 漏えい      4 その他 (                      )				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	(      月      日      時      分 ) (      月      日      時      分 )	発見日時	月      日      時      分		
		鎮火日時 (処理完了)	月      日      時      分		
消防覚知方法	気 象 状 況				
物資の区分	1. 危険物   2. 指定可燃物   3. 高圧ガス   4. 可燃焼ガス 5. 毒劇物   6. RI等      7. その他 (                      )			物質名	
施設の区分	1. 危険物施設      2. 高危混在施設      3. 高圧ガス施設      4. その他 (                      )				
施設の概要		危険物施設 の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)                      人		負傷者等                      人 (      人 )		
			重 傷                      人 (      人 )		
			中等症                      人 (      人 )		
			軽 症                      人 (      人 )		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関	事 自衛防災組織	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		業 共同防災組織	人		
		所 そ の 他	人		
	消 防 本 部 ( 署 )	消 防 団	台		
		海 上 保 安 庁	人		
		警 戒 区 域 の 設 定	月 日 時 分		
		自 衛 隊	人		
	使 用 停 止 命 令	月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれてない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人( 人)
		重症	人( 人)
		中等症	人( 人)
		軽症	人( 人)
	計 人		
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動 の状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全焼	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

[災害概況即報]

都道府県				区分		被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報		そ	田	流失・埋没	ha		
	( 月 日 時現在)				冠 水	ha		
報告者名			畑	そ	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区分		被害		文 教 施 設	箇所			
					病 院	箇所		
人的被害	死者	人	の	他	道 路	箇所		
	行方不明者	人			橋 り よ う	箇所		
	負傷者	重 傷			人	河 川	箇所	
		軽 症			人	港 湾	箇所	
住家被害	全 壊	棟	の	他	砂 防	箇所		
		世帯			清 掃 施 設	箇所		
		人			崖 く ず れ	箇所		
	半 壊	棟			鉄 道 不 通	箇所		
		世帯			被 害 船 舶 隻			
		人			水 道 戸			
	一 部 破 損	棟			電 話 回 線			
		世帯			電 気 戸			
		人			ガ ス 戸			
	床 上 浸 水	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		世帯						
		人						
床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世帯					
	世帯	り 災 者 数	人					
	人	火 災 発 生	建 物 件					
非住家	公共建物	棟		危 険 物 件				
	その他	棟		そ の 他 件				



火災・災害等即報要領

区 分		被 害		災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県		
公 立 文 教 施 設	千円					市 町 村	
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災適 害用 救市 助町 法村 名			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
				計	団体		
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人		
備 考	被害発生場所 被害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出勤状況						

※被害額は省略することができるものとする。

## 8-4 福岡県災害調査報告実施要綱（様式）

### 様式第1号

〔災害概況即報〕

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員

様式第2号の1

被害状況報告 (即報)  
(確定)

市町村名	報告者名									
地方本部名	報告者名		報告日時							
			月	日	時	分	現在 (市町村→地方本部→県本部)			
市町村名										
区分	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	人								
	重傷	人								
	軽傷	人								
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
	半壊	棟								
		世帯								
	一部破損	棟								
		世帯								
床上浸水	棟									
	世帯									
床下浸水	棟									
	世帯									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他の	田	流出・埋没	ha							
	冠	水	ha							
		流出・埋没	ha							
	畑	冠	水	ha						
		冠	水	ha						
	文教施設	個所								
	医療機器	個所								
	道	個所								
	橋りょう	個所								
	河	川	個所							
	港	湾	個所							
	砂防	防	個所							
	清掃施設	個所								
	崖くずれ	個所								
	鉄道不通	個所								
	被害船舶	隻								
	航空機被害	機								
	水道	戸								
	電	気	回線							
ガス	戸									
ブロック塀等	個所									
り	災世帯数	世帯								
り	災者数	人								
火災	建物	件								
発生	危険	物件								
	その他	件								
	公共文教施設	千円								
	農林水産業施設	千円								
	公共土木施設	千円								
	その他の公共施設	千円								
その他	農産被害	千円								
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	商工被害	千円								
	その他	千円								
	被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
被害救助法適用		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								





様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

				即報日時	月 日 時 現在		即報回数 回	
被 害 区 業種	項目 分	被 災 事業所数	被 災 従業員数	被 災 総 額				備 考
				土 地	建 物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B							
	C							
	D							
	計	(うち )	(うち )	(うち )				
商 業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち )	(うち )	(うち )				
工 業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち )	(うち )	(うち )				
そ の 他	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち )	(うち )	(うち )				
合 計	(うち )	(うち )	(うち )					

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、( )で記入のこと。
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
- A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流出したもの。
  - B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。  
又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
  - C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。  
②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。  
③事業用建物等の延面積10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
  - D…A～Cに該当しない被害。
3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業  
工業は、 // の製造業  
その他は、 // の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)

〇 〇 市 町 村

(農政部長へ)

〇 〇 農林事務所長

作物等名		被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農 作 物	水 稲	ha	万円		
	麦				
	野 菜				
	果 樹				
	花 き				
	飼 料 作 物				
	そ の 他				
	作 物 小 計				
家 畜	頭、羽				
畜 産 施 設	件				
温 室 等 栽 培 施 設	件				
共同利用施設（農協等）	件				
農 地 ・ 農 業 用 施 設	個所				
そ の 他					
合 計					

---



様式第2号の6

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況 〔 即報  
詳報  
確定 〕 報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇農林事務所

区分 市町村	崩壊地						地すべり地						備考
	山腹			溪流			山腹			溪流			
	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha	金額 千円	箇所数	被害 ha	金額 千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。  
なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況 { 即報  
} 詳報  
} 確定 報告

(農林事務所長へ)

〇〇市 町 村

(水産林務部長へ)

〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、村、 大字、字)	工 種	被 害		備 考
			数 量	金 額	
計					

---

様式第2号の8

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況 〔 即報  
詳報  
確定 〕 報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇農林事務所

区分 市町村	路線名	道 路			橋 梁				計		備 考
		箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所数	延 長 m	金 額 千円	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄その旨を記載すること。





様式第2号の11

平成 年 月 日調べ

〇〇〇〇災害による水産被害状況 即報  
詳報  
確定 報告

(水産海洋技術センター〇〇研究所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村

( 漁協・市町村・ 合計)

区分	共同施設				非共同施設				漁 船 ※一隻ごとに記入				漁 具 副 漁 具				養 殖 施 設				養 殖 物				漁 場 被 害				組 合 在 庫 品				そ の 他 水 産 関 係 被 害				計				備 考					
	施 設 名	事 業 主 体 数	単 位 数	被 害 概 況	施 設 名	事 業 主 体 数	単 位 数	被 害 概 況	登 録 番 号	ト ン 数	動 力 有 無	経 営 体 数	被 害 額	保 険 の 加 入 別	種 別	数 量	被 害 額	種 別	数 量	被 害 額	保 険 の 加 入 別	種 別	数 量	被 害 額	種 別	数 量	被 害 額	種 別	数 量	被 害 額	種 別	数 量	被 害 額	種 別	数 量	被 害 額	種 別	数 量	被 害 額							
滅失																																														
大破																																														
中破																																														
小破																																														
計											合計隻数																																			

(被害金額単位：千円)

- (注) 1. 「滅失」とは、被害対象が全損するか又は行方不明となり、災害発生終息後3日以上経過してもその存在が不明の場合をいう。  
「大破」「中破」及び「小破」とは、被害対象が7割以上、3割以上7割未満及び3割未満の被害を受けた場合をいう。
2. この様式は、各単協ごと一組作成し、その集計をまとめた市町村の集計の2種類を提出する。
3. 市町村は、有明・豊前海区漁業関係被害については、有明・豊前海研究所長あて報告する。
4. 市町村長は、築前海区及び内水面漁業関係及び漁港関係被害については、水産林務部長あて(水産振興課経由)報告する。

様式第2号の12

平成 年 月 日調べ

〇〇〇〇災害による漁港被害状況

〔 即報  
詳報  
確定 〕 報告

水産林務部長へ

〇〇市 町 村

漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）報告する。

(被害金額単位：千円)



様式第2号の13

〇〇〇災害による土木被害状況即報

(土木事務所へ)  
(土木部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇土木事務所

被害報告表										報告者 第 報 平成 年 月 日	受理者 調査率 月 日 時現在				
災害発生年月	月 日 ~ 月 日		災害名		市町村名		発令月日		月 日						
災害救助法発令等	市町村名		発令月日		市町村名		発令月日		月 日						
市町村名															
連続雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時					
日雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時					
時間雨量	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時	mm	日 時 ~ 日 時					
時間最大風速	m/秒	日 時 分 ~ 日 時 分	m/秒	日 時 分 ~ 日 時 分	m/秒	日 時 分 ~ 日 時 分	m/秒	日 時 分 ~ 日 時 分	m/秒	日 時 分 ~ 日 時 分					
平均風速	日 時 分 ~ 日 時 分		日 時 分 ~ 日 時 分		日 時 分 ~ 日 時 分		日 時 分 ~ 日 時 分		日 時 分 ~ 日 時 分						
工 種	県 工 事		市 町 村 工 事		計										
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額					
河川	千円		千円		千円		千円		千円						
海岸															
砂防設備															
地すべり防止施設															
急傾斜地崩壊防止施設															
道路															
橋梁															
港湾															
下水道															
計															
主な公共土木施設の被害															
河川・海岸	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置		被災延長	被害額	被害内容 (破堤、溢水等)						
		級	水系		郡市	町村大字	m	千円							
		級	水系		郡市	町村大字	m								
		級	水系		郡市	町村大字	m								
道路	事業主体	区分	路線名	被災位置		被災延長	被害額								
		道	線	郡市	町村大字	m	千円								
		道	線	郡市	町村大字	m									
道路交通止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別及び被災状況	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事見込額	バス路線の有無	交通量	迂回路の有無	交通止年月日	解除予定年月日
		道	線			m	m	千円		千円		台/			
		道	線			m	m					台/			
		道	線			m	m					台/			
		道	線			m	m					台/			
		道	線			m	m					台/			
		道	線			m	m					台/			
一般被害(人的被害)						(建物被害)									
区 分		場 所		原 因		区 分		主 な 場 所		原 因 (破堤、溢水、内水)					
死 者	名					全 壊	戸								
行方不明者	名					半 壊	戸								
						流 失	戸								
						床 上 浸 水	戸								
						床 下 浸 水	戸								

様式第2号の14

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(土木事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 市区町村長名 印 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※	
1. 災害市区町村名								
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他		3. 火災件数				
7. 用途別	4. 被害区分 5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計 6. 構造別	全焼・全壊・全流失		半焼・全壊・半流失		計		8. 建築物の損害見積額(千円)
		建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	建築物の数(戸数)	床面積の合計(平方メートル)	
住居	木造	戸		戸		戸		
	その他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鋼工業	木造							
	その他							
商業サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

- (注) イ ※欄は記入しないこと。  
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。  
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。  
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

〇〇〇市 町 村  
 〇〇〇土木事務所  
 流域下水道事務所

平成 年 月 日現在

種 別	県 分		市 町 村 分		計	
	箇所	金 額 千円	箇所	金 額 千円	箇所	金 額 千円
街 路						
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被 害 額 千円	復旧の対応状況
街 路					
都 市 公 園					
下 水 道					
公 営 住 宅					





様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況 [ 詳 報 ] 報告

(商工事務所長へ)  
(商工部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇商工事務所

業種	項目 被害区分	被災 事業所数	被災 従業員数	被災総額				備考
				土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
商業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち )	(うち )	(うち )				
工業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち )	(うち )	(うち )				
その他	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち )	(うち )	(うち )				
合計	(うち )	(うち )	(うち )					

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、( )で記入すること。  
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。  
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。  
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。  
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。  
     ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。  
     ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。  
 D…A～Cに該当しない被害。  
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業  
 工業は、            "            の製造業  
 その他は、         "            の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第3号の3

〇〇〇〇災害による水稻被害状況〔**詳 報**〕 報告(その1)初期の被害

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時現在 \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_ 農林事務所名 \_\_\_\_\_

作物名	市町村名	総栽培面積 ha	10 アール 当り 収量 kg	基準 収量 t	冠 水								土砂流入		流 失 埋 没				合 計			被 害 金 額 千円	備 考 主な被害地域名等
					2日間		3日間		4日間		5日間		減収 量 小計 t	植替可能		植替不可能		減収 量 小計 t	減収 量 t	被害 減収 率 %			
					被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t		被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t						

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。

注2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の4

〇〇〇〇災害による水稻被害状況〔詳報〕報告(その2)中後期の被害

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 年 月 日 時現在 \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_  
農林事務所名 \_\_\_\_\_

作物名	市町村名	総栽培面積	10 アール 当り 収量	基準 収量	浸水 被害 面積	冠 水			倒 伏			塩 害			葉・籾の損傷			合 計			備 考				
						被害 面積	減収 量	被害 率	被害 面積	減収 量	被害 率	被害 面積	減収 量	被害 率	被害 面積	減収 量	被害 率	被害 面積	減収 量	被害 率		被害 面積	減収 量	被害 率	被害 金額
		ha	kg	t	ha	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	千円	

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。  
 注2. 被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。  
 注3. 被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。  
 注4. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。



様式第3号の5

〇〇〇〇災害による水稲被害状況〔**詳報**〕 報告(その3)干害

市町村名 \_\_\_\_\_ 調査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 時現在 \_\_\_\_\_ 農林事業所名 \_\_\_\_\_

市町村名	総栽培面積	10a 当たり 収穫	基準収量	5日間未満持続				5日間以上持続				10日間以上持続				15日間以上持続				20日間以上持続			
				乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態	
				被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率
	ha	t	t	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%

市町村名	25日間未満持続				30日間未満持続				枯死 面積	塩害		合計		被害金額	備考 (主な被害地域名等)	
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態			面積	被害率	被害 減収量 2	被害 減収率 2÷1			
	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率	被害面積	被害率								
	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	ha	%	t	%	千円	

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の6

〇〇〇〇災害による農作物被害状況 [ 詳 報 ] 報告 (水稻を除く)

災害の種類 \_\_\_\_\_ 調査年月日 年 月 日 時現在 \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_  
 農林事務所名 \_\_\_\_\_

農作物名	市町村名	総栽培面積 1 ha	被害面積				被害面積ごと減収量				単価 (kg当たり) 4 円	被害金額 (3×4) 5 千円	平年10a当たり収量 6 kg	基準収分量 (1×6) 7 kg	既収量 8 kg	収穫残量 (7-8) 9 kg	基準面積率 (2÷1) 10 %	被害減収率 (3÷7) 11 %	被害損害状況 主な被害地域名
			30%未満	30~70%	70%以上	計	30%未満	30~70%	70%以上	計									
			2	3	4	5	6	7	8	9									

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)

注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。

注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の7

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況 [ 詳 報 ] 報告  
 [ 確 定 ]

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名

農林事務所名

施設の 種 類	作物名	市町村 名	全 壊				大 破				中 破				小 破				ビニール破損				合 計				備 考 (被害地 域名)				
			件 数	棟 数	面積 ㎡	被 害 金 額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被 害 金 額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被 害 金 額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被 害 金 額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被 害 金 額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被 害 金 額 千円					

注1. 「全壊」…全く使用に耐えないもの、「大破」…被害程度が70%以上、「中破」…被害程度が30%以上70%未満、「小破」…被害程度が30%未満、「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業共同組合及同連合会所有のものについては（ ）書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては〔 〕書きで内数として記入すること。

様式第3号の8

〇〇〇〇災害による樹体被害状況〔詳報  
確定〕報告

災害の種類

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名  
農林事務所名

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額												被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽		計						
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円			
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													
		未成園													

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。  
 甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改値を要すると認められるもの。  
 中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。















様式第3号の14

〇〇〇〇災害による農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況〔詳報確定〕報告

災害の種類

調査年月日 年 月 日 現在

市町村名  
農林事務所名

種類名	被害施設名	非共同利用施設										地方公共団体									
		全壊		大壊		中壊		小壊		計		全壊		大壊		中壊		小壊		計	
		件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円
合計																					

注：「種類名」、「被害施設名」及び「全壊」等の区分欄は、第3号の7と同じ。



様式第3号の16

〇〇〇〇災害による土木被害状況〔**詳報**〕報告

(土木事務所長へ)  
(土木部長へ)

〇〇市町村  
〇〇土木事務所長

区分	前回までの報告分						今回の報告分		年間の合計
	自 月 日 至 月 日 の災害		自 月 日 至 月 日 の災害		自 月 日 至 月 日 の災害		自 月 日 至 月 日 の災害		
県 工 事	河川								
	海岸								
	砂防								
	道路								
	橋梁								
	港湾								
	計								
市 町 村 工 事	河川								
	海岸								
	道路								
	橋梁								
		計							
	合計								

(金額の単位 千円)



## 9-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

文 書 番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

芦屋町長 印

### 自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。

#### 記

#### 1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

#### 2 派遣を希望する期間

年 月 日 ( 時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

#### 4 その他参考となるべき事項

## 9-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文 書 番 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

芦屋町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項



# 10-1 避難者カード

## 避難者カード

No. \_\_\_\_\_

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所：					地区名	
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	その他	

### 離散家族

氏名	続柄	性別	年齢	入所日	その他	

(注) 世帯ごとに作成

# 10-2 避難者名簿

		災害名		避難所		避難名		作成者		班氏名		No.
番号	避難期間	氏名	性別	年齢	世帯主との続柄	現住所	離散家族氏名(続柄)		事後消息	備考		
	月 日 ~ 月 日											

- (注1) 「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。
- (注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。
- (注3) 「備考」欄には、住民以外の者の所用（業務、旅行ほか）等を記入すること。

# 10-3 避難所運営記録

避難所運営記録				
年 月 日 時 分現在		受信日時	月 日 時 分	
発信機関	避難所		発信者	
受信機関			受信者	
避難者数	男	女	計	備考
	人	人	人	
(運営状況)				
(問題点・要望等)				



10-5 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

市町村名: \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

避難所の名称	種別	開設期間 月 日～ 月 日	実人員 人	延人員 人	物品使用状況		実支出額 円	備考
					品名	数量		
小計	既存建物 箇所		人	人			円	
	屋外仮設 箇所							
合計	天幕 箇所							

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。  
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること（ただし、該当者が多く記入不可能の場合は、その「避難者名簿」の写しを添付し、その旨を「備考欄」に記すこと。  
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線でけすこと。

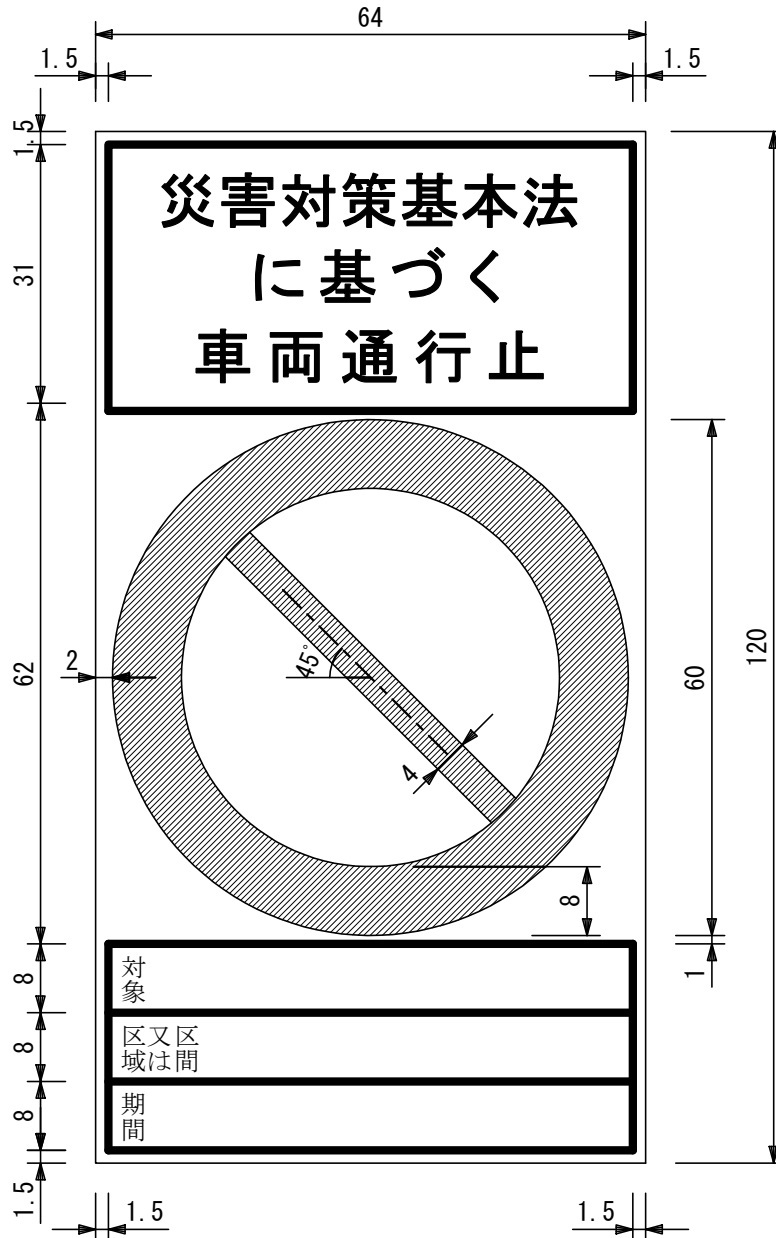


# 1 1 - 2 医療救護所開設状況報告

医療救護所開設状況報告								
年 月 日 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		部			発信者			
受信機関		部			受信者			
場 所								
従事者数				軽 症	中毒症	重 傷	計	左のうち 要搬送者
医 師	看護婦	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
執 っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

### 1 1 - 3 緊急車両以外の車両通行止め標示

別紙様式第 2 (災害対策基本法施行規則第 5 条関係)



- 備考
- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
  - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
  - 4 道路の計上又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



# 1 1 - 4 緊急通行車両事前届出書

別記様式第 1

災害応急対策用 緊急通行者両事前届出書 年 月 日 福岡県公安委員会 殿 申請者 住所 (電話) 氏名 印		災害応急対策用 第 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 福岡県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所  ( ) 局 番	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届書は、2通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ1通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通か又は警察本部交通規制課に提出してください。		

# 1 1 - 5 緊急通行車両確認証明書

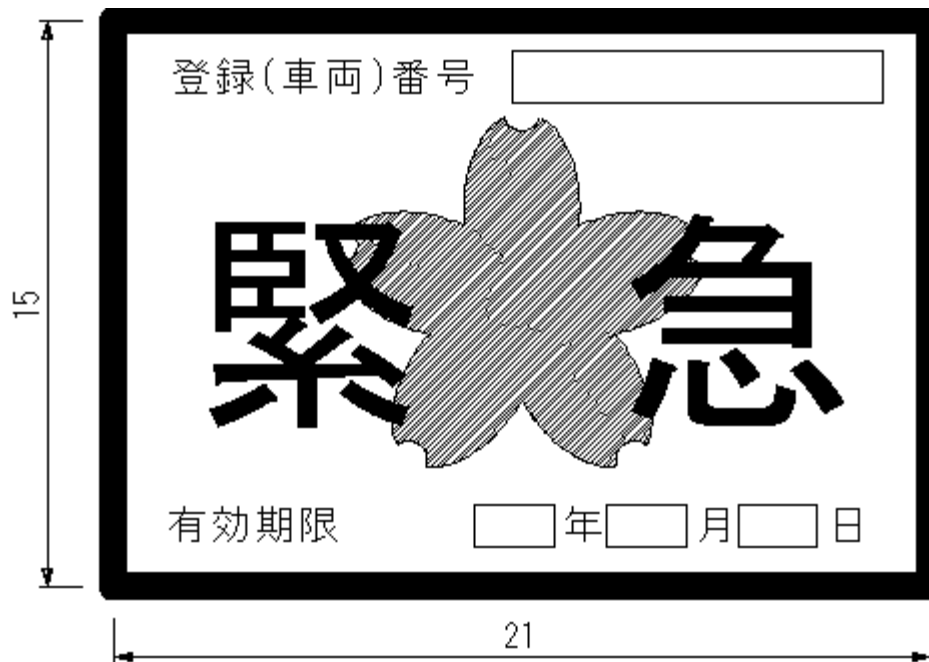
別記様式第 4 (災害対策基本法施行規則第 6 条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>第 号</span> <span>年 月 日</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">緊急通行車両確認証明書</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 20px;"> <span>知 事</span> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin-left: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center; margin-top: 10px;"> <span>公安委員会</span> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin-left: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> </div>		
番号票に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする

## 1 1 - 6 緊急通行車両通行標章

別紙様式第3 (災害対策基本法施行規則第6条関係)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



## 12-1 り災届出兼証明願

り災届出兼証明願					
申請者	住所				
	氏名 (事業所名・代表者)			TEL ( )	
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
					無・有(死亡・重傷・軽傷)
り災場所					
り災日時	年 月 日 ( 時頃)				
り災原因	暴風・豪雨・大雪・洪水・地震・爆発 ( ) その他 ( )				
り災の状況					
使用目的					

### <り災証明について>

- この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
  - ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- 「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
  - ※ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
  - ※ 表面に現れない被害(地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

## 12-2 り災証明書

第 号					
り災証明書					
申請者	住所				
	氏名 (事業所名・代表者)			TEL ( )	
り災世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
		世帯主	男・女		無・有 (死亡・重傷・軽傷)
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)
り災場所					
り災日時	年 月 日 ( 時頃)				
り災原因	暴風・豪雨・大雪・洪水・地震・爆発 ( ) その他 ( )				
り災 の 程 度	住宅 (戸建・マンション・借用) 併用含む 全壊 ・ 半壊 ・ 一部破損 ・ 床上浸水 ・ 床下浸水				
	非住宅 全壊 ・ 半壊				
上記のとおり相違ないことを証明します。  年 月 日  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>芦屋町長</span> <span>印</span> </div>					

### <り災証明について>

- ・ この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
  - ※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・ 「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
  - ※ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・ 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
  - ※ 表面に現れない被害 (地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等) がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- ・ この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

# 12-3 被害届出兼証明書

被害届出兼証明書						第	号
申請者	住所						
	氏名 (事業所名・代表者)				TEL ( )		
被害世帯の 構成員	氏名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無		
		世帯主	男・女		無・有 (死亡・重傷・軽傷)		
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)		
					無・有 (死亡・重傷・軽傷)		
被害場所							
被害日時 年 月 日 ( 時頃)							
被害原因 暴風・豪雨・大雪・洪水・地震・爆発 ( ) その他 ( )							
被害の状況							
気象等の状況 注意報 強風・大雨・大雪・洪水・( ) 警報 暴風・大雨・大雪・洪水・( ) 時間 : ~ :							
上記のとおり相違ないことを証明します。  年 月 日  芦屋町長 印							

※ この証明は、災害対策基本法第2条に規定する災害により受けた被害以外のうち、り災証明の対象事項でなく市の調査確認が出来ていない被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。

被害の事実について証明するものではありません。

芦屋町地域防災計画

—資料編—

(平成25年3月)

編集・発行 芦屋町防災会議

事務局 福岡県芦屋町総務課

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2-20

T E L 093-223-0881

F A X 093-223-3927

MAIL [bousai@town.ashiya.lg.jp](mailto:bousai@town.ashiya.lg.jp)